

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区芝公園二丁目4番1号

(名 称) 昭光通商株式会社

(法人番号 4010401013769)

上記被審人に対する平成30年度(判)第19号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金2400万円

(2) 課徴金の納付期限 平成31年3月29日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成31年1月28日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都港区芝公園二丁目4番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、連結子会社における炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、貸倒引当金及びのれんの減損損失の計上等を適正に行わなかった。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成26年5月15日	第95期第1四半期（平成26年1月1日～平成26年3月31日）に係る四半期報告書	平成26年1月1日～平成26年3月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲693百万円であるところを466百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上 ・のれんの減損損失の不計上等
2	平成26年8月12日	第95期第2四半期（平成26年4月1日～平成26年6月30日）に係る四半期報告書	平成26年1月1日～平成26年6月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純利益が▲750百万円であるところを540百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上 ・のれんの減損損失の不計上等

3	平成 26 年 11 月 14 日	第 95 期第 3 四半期（平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純利益が▲510 百万円であるところを 814 百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上 ・のれんの減損損失の不計上等
4	平成 27 年 3 月 26 日	第 95 期第 2 四半期（平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純利益が▲750 百万円であるところを 533 百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上 ・のれんの減損損失の不計上等
5	平成 27 年 3 月 26 日	第 95 期第 3 四半期（平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純利益が▲510 百万円であるところを 796 百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上 ・のれんの減損損失の不計上等
6	平成 27 年 3 月 27 日	第 95 期（平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純利益が▲1,192 百万円であるところを 224 百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上 ・のれんの減損損失の不計上等
7	平成 27 年 5 月 15 日	第 96 期第 1 四半期（平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,871 百万円であることを 5,375 百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上等

8	平成 27 年 8 月 11 日	第 96 期第 2 四半 期（平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,642 百万円で あるところを 5,234 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・貸倒引当金の 不計上 等
9	平成 27 年 11 月 13 日	第 96 期第 3 四半 期（平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,604 百万円で あるところを 4,215 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・貸倒引当金の 不計上 等
10	平成 28 年 3 月 30 日	第 96 期（平成 27 年 1 月 1 日～平 成 27 年 12 月 31 日）に係る有価証 券報告書	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,851 百万円で あるところを 4,483 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・貸倒引当金の 不計上 等
				連結 損益計算書	連結当期純利益 が▲12,785 百万 円であるところ を▲12,570 百万 円と記載	
11	平成 28 年 5 月 16 日	第 97 期第 1 四半 期（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,012 百万円で あるところを 4,638 百万円と 記載	・売上の過大計 上 等
12	平成 28 年 8 月 10 日	第 97 期第 2 四半 期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,393 百万円で あるところを 4,997 百万円と 記載	・売上の過大計 上 等

13	平成 28 年 11 月 14 日	第 97 期第 3 四半 期（平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,699 百万円で あるところを 5,276 百万円と 記載	・売上の過大計 上 等
----	----------------------	--	--	----------------	---	-------------------

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2 法令の適用

上記 1 の表に掲げる事実につき

番号 1、同 2 及び同 3

法第 172 条の 4 第 2 項前段、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 4 及び同 5

法第 172 条の 4 第 2 項前段、第 24 条の 4 の 7 第 4 項、第 7 条第 1 項

番号 6

法第 172 条の 4 第 1 項本文、第 24 条第 1 項

番号 1、同 2、同 3 及び同 6 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 61 条の 3 を適用する。

番号 7、同 8 及び同 9

法第 172 条の 4 第 2 項前段、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 10

法第 172 条の 4 第 1 項本文、第 24 条第 1 項

番号 7、同 8、同 9 及び同 10 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 61 条の 3 を適用する。

番号 11、同 12 及び同 13

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号11、同12及び同13は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

番号1、同2、同3及び同6

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第95期事業年度（平成26年1月1日から同年12月31日まで）第1四半期（平成26年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第95期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成26年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第95期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成26年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第95期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第95期有価証券報告書」という。）について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第95期第1四半期報告書	970,436円
第95期第2四半期報告書	949,399円
第95期第3四半期報告書	1,063,098円
第95期有価証券報告書	1,032,182円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第95期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第95期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第95期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額

である 3,000,000 円

第 9 5 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 9 5 期第 1 四半期報告書、第 9 5 期第 2 四半期報告書、第 9 5 期第 3 四半期報告書及び第 9 5 期有価証券報告書が、いずれも被審人の第 9 5 期事業年度に係るものであることから、法第 1 8 5 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 9 5 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 9 5 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 9 5 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 9 5 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 4 及び 5

法第 1 7 2 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 9 5 期第 2 四半期報告書に係る平成 2 7 年 3 月 2 6 日提出の訂正報告書（以下「第 9 5 期第 2 四半期訂正報告書」という。）及び第 9 5 期第 3 四半期報告書に係る平成 2 7 年 3 月 2 6 日提出の訂正報告書（以下「第 9 5 期第 3 四半期訂正報告書」という。）に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 1 0 万分の 6 を乗じて得た額

$$\left[\begin{array}{ll} \text{第 9 5 期第 2 四半期訂正報告書} & 949,399 \text{ 円} \\ \text{第 9 5 期第 3 四半期訂正報告書} & 1,063,098 \text{ 円} \end{array} \right]$$

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 9 5 期第 2 四半期訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第95期第3四半期訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

番号7、同8、同9及び同10

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第96期事業年度（平成27年1月1日から同年12月31日まで）第1四半期（平成27年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第96期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成27年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第96期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成27年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第96期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第96期有価証券報告書」という。）について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第96期第1四半期報告書	1,219,912円
第96期第2四半期報告書	909,721円
第96期第3四半期報告書	710,283円
第96期有価証券報告書	816,049円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第96期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第96期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第96期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第96期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第96期第1四半期報告書、第96期第2四半期報告書、第96期第3四半期報告書及び第96期有価証券報告書が、いずれも被審人の第96期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第96期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第96期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第96期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第96期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号11、同12及び同13

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第97期事業年度（平成28年1月1日から同年12月31日まで）第1四半期（平成28年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第97期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成28年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第97期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期（平成28年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第97期第3四半期報告書」という。）について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第97期第1四半期報告書	520,742円
第97期第2四半期報告書	499,388円
第97期第3四半期報告書	499,823円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第97期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第97期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第97期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額

である 3,000,000 円

となるが、第 9 7 期第 1 四半期報告書、第 9 7 期第 2 四半期報告書及び第 9 7 期第 3 四半期報告書が、いずれも被審人の第 9 7 期事業年度に係るものであることから、法第 1 8 5 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 9 7 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

第 9 7 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

第 9 7 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。